



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年5月13日(金) 第10000号

目次

ページ

告 示

○群馬県統計功労者表彰規程の一部を改正する告示(統計課)	2
○土壤汚染対策法による区域指定(環境保全課)	3
○土壤汚染対策法による区域指定の解除(同)	3
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○同	3
○道路の供用開始(同)	4
○道路の区域変更(同)	4
○道路の供用開始(同)	5
○道路の区域変更(同)	5
○道路の供用開始(同)	5
○市街地再開発事業の変更認可(住宅政策課)	6

公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課)	6
○土地改良区の定款変更認可(農村整備課)	7

入 札 公 告

○一般競争入札の実施(群馬産業技術センター)	7
○一般競争入札の実施(図書館)	9

■ 告 示

◎群馬県告示第百三十二号

群馬県統計功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年五月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県統計功労者表彰規程の一部を改正する告示

群馬県統計功労者表彰規程（昭和三十八年群馬県告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**四**」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第133号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 富岡市神農原字蛇崩1112番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第134号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年群馬県告示第133号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 富岡市神農原字蛇崩1112番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場1098番の6地先から同郡東吾妻町大字松谷字前田3854番の4地先まで	前	6.1～23.6	1705.1
			後	-	-

◎群馬県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	太田大間々線	太田市西本町19番の1地先から同市藤阿久町779番の1地先まで	前	11.0～25.8	587.6
			後	-	-

◎群馬県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字原町字沢尻217番の1地先から同郡同町大字同字下之町373番の2地先まで	令和4年5月13日

◎群馬県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	藤木高崎線	富岡市桑原字取上561番の1地先から安中市大谷字新山1233番の6地先まで	前	6.5～23.2	577.8
			後	6.8～30.2	565.9

◎群馬県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	藤木高崎線	富岡市桑原字取上561番の1地先から安中市大谷字新山1233番の6地先まで	令和4年5月13日

◎群馬県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	金井高崎線	高崎市吉井町上奥平字櫛尾1996番の1地先から同市同字宮小根1403番の1地先まで	前	7.0～12.4	351.7
			後	9.4～23.7	347.9

◎群馬県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井高崎線	高崎市吉井町上奥平字櫛尾1996番の1地先から同市	令和4年5月13日

	同字宮小根1403番の1地先まで	
--	------------------	--

◎群馬県告示第142号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の16第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の氏名又は名称 山本高治郎及び関東建設工業株式会社
- 2 事業施行期間 令和2年8月11日から令和4年12月31日まで
- 3 施行地区 太田市浜町3番19、3番23、3番37、3番38、3番43、3番44、4番1から4番5まで及び4番8から4番15までの全部並びに3番24先道路、3番24先水路、3番24先土揚敷、4番2先道路、4番2先水路、4番6先道路及び4番6先水路並びに3番24、3番26、4番6及び4番7の各一部
- 4 第一種市街地再開発事業の名称 太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地 太田市飯田町1547 O T A スクエアビル7階
- 6 施行認可の年月日 令和2年8月3日
- 7 変更後の施行地区 太田市浜町4番8及び81番から83番までの全部並びに3番24先道路、3番24先水路、3番24先土揚敷、4番2先道路、4番2先水路、4番6先道路及び4番6先水路並びに3番24、3番26、4番6及び4番7の各一部
- 8 規約及び事業計画の変更の認可の年月日 令和4年4月28日

■ 公 告

群馬県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年群馬県規則第27号)第1条の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験日時 令和4年10月23日(日)午後2時から午後4時まで
- 2 試験場所 前橋市上沖町323-1 群馬県立県民健康科学大学
- 3 試験の種類
 - (1) 一般
 - (2) 農業用品目
 - (3) 特定品目
- 4 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

- (2) 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（筆記方式）
- 5 受験手数料 10,700円（群馬県証紙又は払込書による。）
- 6 試験願書
- (1) 願書配布 群馬県健康福祉部薬務課、県内の各保健福祉事務所及び中核市（前橋市及び高崎市）の保健所において願書を配布する。
- (2) 願書受付 願書は、令和4年8月22日（月）から同年9月2日（金）（9月2日の消印有効）までの期間、群馬県健康福祉部薬務課において郵送のみ受け付ける。
- 7 問合せ先 試験についての問合せは、群馬県健康福祉部薬務課にすること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により赤城大沼用水土地改良区の定款の変更を令和4年5月2日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年5月13日

群馬県知事 山本 一 太

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年5月13日

群馬県立群馬産業技術センター所長 細 谷 肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 電気電子標準計測設備 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和5年1月31日（火）
- (4) 納入場所 群馬県立群馬産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、

令和4年5月26日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格申請を行い、同年6月9日（木）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立群馬産業技術センターへその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (7) 他県の同様の施設に同種の物品を納入した実績があること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884番地1 群馬県立群馬産業技術センター 総務係 電話027-290-3030
- (2) 入札説明書の交付方法 群馬産業技術センターホームページに掲載する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年6月22日（水）午前11時 群馬県立群馬産業技術センター会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月17日（金）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立群馬産業技術センター所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「電気電子標準計測設備入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和4年6月9日（木）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書等（以下「製作仕様書等」という。）の図書を作成し、これを令和4年6月9日（木）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつ

て有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HOSOYA Hajime, Director of Gunma Industrial Technology Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electrical and electronic standard measurement equipment 1set
- (3) Fulfillment period: By January 31, 2023
- (4) Fulfillment place: Gunma Industrial Technology Center (884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan)
- (5) Bidding deadline: Wednesday, June 22, 2022 at 11:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by June 17, 2022, 5:00 p.m.)
- (6) For further details, please contact: Gunma Industrial Technology Center, 884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2147, TEL 027-290-3030 (Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年5月13日

群馬県立図書館長 稲葉友昭

1 調達内容

- (1) 名称及び数量 第6次群馬県立図書館情報提供システムサーバ類の賃貸借及び保守委託 一式
 - (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 機器賃貸借及び保守期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
 - (4) 納入場所 群馬県立図書館
 - (5) 入札方法 本件入札は、単独企業による総合評価一般競争入札方法により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ## 2 入札参加資格
- 次に掲げる要件を満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- なお、この公告の日現在で名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和

4年6月10日(金)までに群馬県会計局会計管理課に申請を行い、入札日の前日の午後4時までに、名簿への登載を確認し群馬県立図書館資料情報係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 過去2年の間に都道府県立図書館で、自社で開発した図書管理システムを稼働させていた実績があること。
- (7) システムの構築運用に関する業務を担当する者は、システム運用業務に関して情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度における認定及びプライバシーマークの付与に関する認定若しくはこれらと同等の信頼性があると知事が認める認定を取得済み又は令和4年12月31日までに取得見込みであること。
- (8) 当該調達物品に係る保守等アフターサービスを長期にわたり円滑に満たし得る者であること。
- (9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 〒371-0017 群馬県前橋市日吉町一丁目9番1号 群馬県立図書館資料情報係 担当:宮尾直樹、木暮圭 電話027-231-3336 ファクシミリ027-235-4196
- (2) 入札説明書等の交付方法 令和4年5月17日(火)から同年6月7日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日及び月曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(以下「申請書」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和4年6月17日(金)までに競争入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和4年6月10日(金)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日及び月曜日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「第6次群馬県立図書館情報提供システムサーバ類の賃貸借及び保守委託一式の資格審査書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年6月30日(木)午前11時 群馬県立図書館3階研究室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月29日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立図書館長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等及び「6月30日開札 第6次群馬県立図書館情報提供システムサーバ類の賃貸借及び保守委託一式の入札書在中」と、表封筒には「入札書在中」とそれぞれ朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であって、総合評価のための提案書の提案内容が仕様書の要求を全て満たし、かつ、次により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

なお、落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ア 技術点は、入札説明書記載の提案書評価表に基づき、第6次群馬県立図書館情報提供システム導入事業審査委員会が総合評価のための提案書を審査し、次により算出する。なお、技術点の満点は750点とする。

(ア) 評価項目単位の採点 総合評価のための提案書の記載内容により1から5点までの5段階評価とする。

5段階の評価の目安は次のとおりとする。なお、提案書評価表にある次の項目(番号:2-2、2-3、2-5、2-6、2-7、2-8、4-1、4-2、4-3)に関しては、提案内容が記載していなかった場合は、0点とする。

(目安) 非常に優れている(5点)

優れている(4点)

普通である(3点)

劣っている(2点)

評価に値しない(1点)

(イ) 評価項目単位の重み 重要度に応じて、重みを各評価項目単位に設定する。

(ウ) 評価項目点 評価項目単位の採点に評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。

(エ) 技術点 評価項目点を集計し、審査委員の合計点を算出し、その平均を当該入札者の技術点とする。なお、技術点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。

イ 価格点は、次に掲げる式により算出する。なお、価格点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 250 \times (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格}))$$

- (6) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: INABA Tomoaki, Head Librarian of Gunma Prefectural Library
- (2) Nature of the products and services to be procured: Lease and maintenance of Library Management Computer System
- (3) Delivery location: Gunma Prefectural Library
- (4) Rent and maintenance period: From January 1, 2023 to December 31, 2027
- (5) Deadline for tender: Thursday, June 30, 2022 at 11:00 a.m. (tender by registered mail must be received by Wednesday, June 29, 2022 at 5:00 p.m.)

(6) For further information, contact: MIYAO Naoki or KIGURE Kiyoshi, Material Information Group

Office of Gunma Prefectural Library, 1-9-1 Hiyoshi-cho, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0017, Japan,
TEL 027-231-3336 FAX 027-235-4196(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
